

# 【日本学生支援機構給付奨学金】

## 2024年度適格認定(学業)における特例措置について

日本学生支援機構奨学生は毎年度末に当年度の学業成績等による審査が行われ、日本学生支援機構の定める学力基準を満たさない者は2025年4月以降の奨学金振込が停止もしくは終了となる場合があります。

ただし、学力基準を満たさない者のうち給付奨学生に限り、学業不振の理由が「斟酌すべきやむを得ない事由(災害、傷病その他のやむを得ない事由等)」に該当する場合は、特例として学力基準を満たす者として取り扱います。該当する方は必ず期間内にお申し出ください。

### ■特例措置の対象者

日本学生支援機構の給付奨学生(休学や留学、家計基準等による休止・停止中の者を含む)で、2024年度学業成績が「警告・停止・廃止」のいずれかに該当する、もしくは卒業延期の決定により廃止となる見込みの者のうち、学業不振の理由が以下のいずれかに該当する者。

- 災害や事故・事件被害による傷病(心身問わず)
- 本人の傷病・家族の看護・介護
- 災害・事故・事件・傷病による試験等への出席困難
- 親の傷病等による困窮にかかるアルバイト過多  
※学費や生活費のためのアルバイト過多を除く
- その他、やむを得ない事由

給付奨学金の学力基準は右の二次元コードより確認してください。  
(該当ページはp.27及びp.28です。)



### ■申請について

申請期間内に申し出ない場合は、学業不振の理由に「やむを得ない事由」がなかったものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。※期間内に申し出た場合でも、斟酌すべきか否かを大学にて判定しますので、必ずしも認められるとは限りません。

- 申請期間:2025年3月10日(月)~3月19日(水)
- 申請場所:黒髪北キャンパス 全学教育棟1階 経済支援窓口(6番)
- 申請書類:①申告書(A4サイズ・自由形式)  
②客観的に事由を証明できるもの(罹災証明書や診断書、入院証明書等)

### ■注意点

給付奨学金と貸与奨学金の両方で採用されている場合、特例措置が適用されるのは給付奨学金のみです。

問い合わせ先  
学生生活課 経済支援担当  
Tel:096-342-2129